

北上地区消防組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第2号

北上地区消防組合財務規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合財務規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合財務規則（昭和49年北上地区消防組合規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則の準用)</p> <p>第2条 北上地区消防組合の財務に関しては、<u>北上市予算規則（平成6年北上市規則第6号）、北上市会計規則（平成6年北上市規則第7号）、北上市契約規則（平成6年北上市規則第8号）及び北上市財産規則（北上市規則第9号）を準用する。</u></p>	<p>(財務の取扱)</p> <p>第2条 北上地区消防組合の財務に関しては、<u>北上市の例による。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。